

## 都市税源の充実強化等に関する提言

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のための適切な措置を講じられたい。

### 1. 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- (2) 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (3) 国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。
- (4) 地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。

### 2. 法人実効税率の見直しに伴う代替財源の確保

国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっていることから、恒久減税による減収は恒久財源で補填することを基本とし、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

### 3. 消費税率 10%への確実な引上げ等

- (1) 社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指した「社会保障・税一体改革」の実現に向け、2019年10月に予定されている消費税・地方消費税率 10%への引上げを確実に行うとともに、新しい経済政策パッケージについては、地方行財政に大きく関わるものであることから、具体的な政策の策定に当たっては地方の意見を十分踏まえ、適切に対処すること。

また、都市自治体が既に取り組んでいる子ども・子育て等をはじめとする社会保障の充実のための施策の推進に支障が生じることのないよう、消費税・地方消費税率が引き上げられるまでの間において必要な財源を確保すること。

- (2) 消費税率 10%への引上げ時に導入が予定されている軽減税率制度については、消費税・地方消費税の引上げ分のうち地方交付税原資分も含めると、約3割が地方の社会保障財源であり、仮に減収分のすべてが確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることになることから、確実に代替財源を確保すること。

#### 4. 地方法人課税の偏在是正に当たっての都市自治体の努力への配慮

消費税率 10%段階で法人住民税法人税割の交付税原資化を更に進める場合には、企業誘致や地域の産業経済活性化のための様々な施策を通じて税源涵養を図っている都市自治体の努力が損なわれることのないよう十分配慮すること。

また、法人住民税法人税割の交付税原資化は、地方消費税率の引上げに伴う地方団体間の財政力格差を是正するために創設されたものであることを踏まえ、この措置により生じる財源については、必要な歳出を地方財政計画に確実に計上し、実効性のある措置とすること。

税源の偏在性が小さい地方税体系の構築に向け、平成 30 年度与党税制改正大綱に基づき、都市と地方が支え合う社会の構築に向けて、特に偏在が大きくなっている地方法人課税について、新たな偏在是正措置を講じるに当たっては、消費税率 10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等の影響を踏まえるとともに、都市自治体の財政運営に影響を及ぼさないようにすること。

#### 5. 車体課税の見直しに当たっての地方財政への配慮

自動車の保有に係る税負担、自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税、軽自動車税のグリーン化特例（軽課）、環境性能割については、平成 31 年度税制改正において検討されることとなるが、車体課税の税収が、今後増加していく都市自治体の道路・橋梁の老朽化等への対応財源として不可欠であることを踏まえ、車体課税に減収を及ぼさず、都市自治体の財政運営に支障が生じる見直しとならないようにすること。

#### 6. ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっている。また、18歳未

満、70歳以上及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動は非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分に配慮しながら課税している。

ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

## 7. 個人住民税の充実強化等

個人住民税は、都市自治体が担うべき基礎的行政サービスを安定的に供給するための基幹税目であることから、その充実強化を図るとともに、新たな政策的控除の導入は行わないこと。

また、現在導入されている各種控除についても課税の公平・中立・簡素等の観点から見直すこと。

## 8. 固定資産税の安定的確保等

- (1) 固定資産税は市町村財政を支える安定した基幹税であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続きその安定的確保を図ること。

また、償却資産に対する固定資産税については、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。なお、平成30年度税制改正において創設された償却資産に対する固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、その期限の到来をもって確実に終了するとともに、その期限までの間であっても対象範囲の拡大等は断じて行わないこと。

都市自治体においては、企業誘致や設備投資の促進等を目的とした独自の産業政策を実施しているところであり、国の経済政策は国の責任において行い、地方の基幹税を用いるべきではない。

- (2) 商業地等に係る負担調整の据置措置をはじめ多岐にわたる非課税及び課税標準等の特例措置については、税負担の公平性や固定資産税の充実確保を図る観点から見直すこと。
- (3) 基地交付金・調整交付金については、固定資産税等の代替的性格を有するものであることから、一般行政施策と同列視することなく、十分な予算額を確保するとともに、対象資産を拡充すること。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を有するものであることから、固定資産税相当分を適正に算定すること。特に、建物、工作

物等の算定に当たっては、耐用年数等一定期間経過後も、固定資産税と同様の最低限度価格相当額を維持すること。

- (5) 都市計画区域に所在する国有資産等所在市町村交付金の対象資産については、都市計画税相当分も交付金に反映すること。

#### 9. 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設

森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設に向けては、地方の森林整備等が円滑に実施できるよう、制度の詳細について地方の意見を十分に踏まえるとともに、関連法案を2019年通常国会において確実に成立させること。

また、国民に等しく負担を求めるものであることから、都市・地方を通じて理解が得られるよう、納税者や市区町村に対する周知・説明を十分に行うこと。

#### 10. 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等については、税負担の公平確保の見地から、より一層の整理合理化を図ること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

#### 11. ふるさと納税制度等の改善

- (1) ふるさと納税については、寄附者がワンストップ特例制度を利用して申請された場合であっても、確定申告による申請と同様、所得税控除相当額を個人住民税から控除するのではなく国税で対応するなど、制度の改善を図ること。

- (2) 企業版ふるさと納税については、全国の自治体が地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、要件の緩和や手続きの簡素化を行うなど、制度の改善を図ること。

#### 12. 大都市等の事務配分の特例に対応した税制の充実強化

大都市等は、事務配分の特例により都道府県から移譲されている事務・権限を担っているが、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分であることから、真の分権型社会の確立のためにも、都道府県税からの税源移譲により、事務配分に見合った税制上の措置を講じること。

### 13. 課税・徴収体制等の改善

- (1) 法人住民税の中間納付制度による還付加算金について、都市自治体の財政に過度な負担とならないよう、社会経済情勢を反映した利率に見直すこと。
- (2) 軽自動車税について、住所変更や名義変更などの手続きの際に納税確認を義務付けるなど、地方税の徴収率向上に向けた制度の改善を図ること。

### 14. 地方税法の改正時期等

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。  
また、その改正内容について、都市自治体に対して詳細な情報提供を行うこと。